

都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用基準を次のように定める。(都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの摘要により公園等の設置を不要と判断する基準)

令和6年5月13日

坂東市長 木村 敏文

「都市計画法施行令第25条第6号ただし書き」の運用における、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- 1 予定建築物が住宅（宅地分譲を含む）であって、当該開発区域（開発区域の面積が1ヘクタール未満に限る。）から概ね250メートルの範囲内に公園等がある場合。
- 2 その他の理由により、市長が公園の設置を不要と判断する場合。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。